

函 福 包

令和6年（2024年）9月2日

報道機関 各位

保健福祉部地域包括ケア推進課長

地域密着型サービス整備・運営事業者の公募について

このことについて、第9期函館市介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づく地域密着型サービスの整備・運営事業者を別紙のとおり公募いたしますので、取材報道方よろしくお願いたします。

保健福祉部地域包括ケア推進課
企画・管理担当 21-3041

第9期函館市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス 整備・運営事業者の公募について

1 募集の趣旨

第9期函館市介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、地域密着型サービスを整備・運営する事業者を公募するものです。

2 募集するサービス

サービス	整備区分	募集数（定員）	整備圏域
認知症高齢者グループホーム	新設	1か所（27人）	市内全域

3 スケジュール（予定）

令和6（2024）年 9月 2日（月） 公募開始
9月30日（月） 応募登録の受付期限
12月20日（金） 応募書類の提出期限
令和7（2025）年 1月下旬 有識者会議による応募者ヒアリング，選定
2月上旬 事業候補者の決定

※ 整備完了は，令和8（2026）年3月末日まで

4 応募資格

法人であること（市内，市外は問いません）

5 評価基準

事業者選定に関する評価基準は別紙のとおりとします。

6 事業候補者の決定

学識経験者等の委員5名で構成された「介護保険施設等整備・運営事業者の選定等に関する有識者会議」において，書類審査およびヒアリングを実施の上，評価基準に基づき採点します。（※1）

採点の結果，その得点が選定基準以上（200点満点中140点以上）の応募者のうち，最も高い評価点を得た者（※2）を最適提案者として選定し，市が事業候補者として決定します。

※1 認知症高齢者グループホームの整備が比較的進んでいない日常生活圏域である北東部第3圏域に整備する場合には10点，北東部第2圏域に整備する場合には5点を加点します。

※2 市内法人については，選定基準以上の評価点を得た場合に，10点を加点します。

地域密着型サービス整備・運営事業者の選定に関する評価基準

評価項目	配点
評価の視点	
1 事業展開における福祉の理念および運営方針について	20
<ul style="list-style-type: none"> ・事業展開が、福祉の理念に基づいたものとなっているか。 ・事業者指定に関する基準等を十分理解し、適切な介護サービスが提供できる体制が確保されているか。 など 	
2 法人の状況について	25
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者や役員に高齢者の介護に関する経歴・実績等があるか。また、当該施設の代表者および管理者（予定者）は高齢者の介護に関する経歴・資格等を有しているか。 ・現在の事業について、健全な財務運営で行われているか。また、今後の経営の安定性が見込まれるか。 ・過去の指導監査や実地指導において重大な指摘を受けていないか。また、指摘を受けた場合は、その指摘が適切に改善されているか。 など 	
3 施設の整備について	20
(1) 施設の立地環境について	10
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等との交流の機会が確保される住宅地などの地域にあるか。 ・公共交通機関を利用しやすい環境であるか。 ・既存施設とのバランスは適切なものとなっているか。 ・施設の立地場所は圏域内をカバーできる適切な位置となっているか。 など 	
(2) 施設の構造等について	10
<ul style="list-style-type: none"> ・基準を理解した上で、ユニットケアや安全で快適な生活に配慮した施設となっているか。 ・家族や地域住民等の利用に配慮したものとなっているか。（交流スペース、駐車場等） ・特色ある空間整備の有無 など 	
4 事業実施の確実性について	30
<ul style="list-style-type: none"> ・整備費や運営費の収支計画は適正であるか。 ・整備費や運営費の資金確保に確実性があるか。（自己資金、融資） ・土地建物の取得、賃借等について、確実性があるか。 ・職員の確保に確実性があるか。 ・開設までのスケジュールは適切であるか。 など 	
5 施設の運営について	95
(1) 利用料等について	20
<ul style="list-style-type: none"> ・利用料などは、利用しやすい料金設定となっているか。 ・利用料などが低所得者等に配慮したものとなっているか。 など 	
(2) 職員の配置について	10
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置基準を上回る計画となっているか。 ・十分な経験や資格を有する職員が適切に配置される計画となっているか。 ・非正規職員の比率が高くないか。 など 	
(3) 利用者保護対策について	15
<ul style="list-style-type: none"> ・人権やプライバシーの保護、虐待防止、身体拘束廃止、個人情報保護についての取り組みが適切に検討されているか。 ・苦情処理体制が適切に検討されているか。 ・事故発生時の対応や、衛生管理、感染防止等についての取り組みが適切に検討されているか。 ・火災や天災などの非常災害対策が適切に検討されているか。 など ・業務の継続体制について適切な検討がされているか。 など 	
(4) 利用者の処遇について	10
<ul style="list-style-type: none"> ・季節に応じた行事等、利用者の生きがい対策に資する効果的な取り組みが計画されているか。 ・要介護状態の軽減または悪化の防止、自立支援のための効果的な取り組みが予定されているか。 ・ユニットケアに対する理解があるか。 ・認知症ケアに対する適切な取り組みが検討されているか。 ・ターミナルケア（看取り）に対する適切な取り組みが検討されているか。 ・特色ある利用者処遇の有無。 など 	
(5) 職員の処遇について	20
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与水準は適切であるか。 ・職員の負担を軽減させるための工夫や離職防止のための取り組みなどが検討されているか。 など 	
(6) サービスの質の向上の取り組みについて	10
<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価や第三者評価についての適切な取り組みが検討されているか。 ・職員の資質の向上のための研修会の実施・参加や資格取得のための配慮が計画されているか。 ・積極的な情報公開が計画されているか。 など 	
(7) 関係機関や地域との連携について	10
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携体制は具体的に計画されているか。 ・地域に開かれた施設として、地域住民との交流やボランティアの受け入れ等が計画されているか。 など 	
6 整備する圏域について	
<ul style="list-style-type: none"> ・北東部第3圏域 ・北東部第2圏域 	10 5
合計	200

※項目1から5については、AからFの6段階で評価し、採点については、配点に下記の率を乗じて算出する。

A：極めて良好→配点×1.0 B：良好 →配点×0.8 C：普通 →配点×0.6

D：やや不十分→配点×0.4 E：不十分→配点×0.2 F：提案無、評価不能→配点×0

※ 選定基準以上（200点満点中140点以上）で、市内法人の場合については、上表とは別に10点を加算して優先する。